

平成19年度第2回 J-PARC/MLF 利用者懇談会総会  
議事録

日 時：平成20年3月6日(木) 11:45～12:30

場 所：茨城県開発公社ビル 中会議室3

参加者数：47人

議 事：

1. 開会挨拶

開会に先立ち、林氏／茨城県が議長に選出された。その後、福永会長より開会の挨拶があった。

2. 幹事紹介

福永会長より平成19年12月23日に開催された幹事会の報告があり、本幹事会で決定した幹事の役割分担の紹介があった。総会出席会員からは、満場一致の拍手で幹事が迎えられた。

【幹事：8名】

会長：福永 俊晴(京都大学)

副会長：鳥養 映子(山梨大学)

庶務・事務局：林 眞琴(茨城県)

会計：小池 洋二(東北大学)

行事：柴山 充弘(東京大学)

行事：大山 研司(東北大学)

産業促進：西島 和三(持田製薬)

その他：西田 信彦(東京工業大学)

3. 登録会員数について

事務局の成嶋氏／J-PARCセンターより3月3日現在の登録会員数について報告があった。

【登録会員数】

会員：249名

協賛会員：17団体

#### 4. 懇談会会則案及び選挙細則案について

福永会長より経緯について下記の説明があった。

・9月7日の設立総会では、会則案と暫定選挙細則案を、幹事会が立ち上がる以前の暫定案としてご承認いただいた。

・12月23日の幹事会において、会則案と選挙細則案を議論し、その後、幹事のメンバーにより何度かメールで修正を加え、幹事会原案を作成した。

・本日は幹事会原案をご審議いただき、総会出席会員の承認が得られれば、4月1日付けで施行することとしたい。

続いて、福永会長より会則案と選挙細則案のポイントを中心に説明が行われ、以下の質疑応答があった。

(議長) 幹事会で、会則第22条「・・・幹事は1年毎に半数改選・・・」と原案を作成したが、幹事5人を半数改選とすると2.5人になってしまうため、正確に「・・・幹事は1年毎に2名あるいは3名の改選・・・」という条項に修正することとしたい。

(副会長) 選挙細則第5条(投票)「・・・5名までを選択して投票・・・」とあるが、2名あるいは3名が当選者となるため、「・・・2名あるいは3名までを選択して投票・・・」という条項に修正することとしたい。

(議長) 以上の点を踏まえて質疑応答をお願いしたい。

(会員) 選挙細則第6条(投票様式の送付方法)「・・・メールにより、選挙管理委員会宛送付・・・」とあるが、メールでは誰が誰に投票をしたかわかってしまうのではないかと？また、他人が会員になりすまして投票した場合の問題がある。

(会員) 物理学会でも同じ問題があり、HP上でユニークに投票できるシステムが確立されている。

(議長) 投票方法について再度、事務局で検討したい。

(会員) 会則第35条・36条「・・・総会において委任状を含む過半数の出

席者のもと、過半数の承認を経て決定する。」とあるが、後半は「・・・総会出席者の過半数の承認を経て決定する。」と記載するべきではないか？

(議長)委任状を提出した会員は、総会出席者に決定を委ねるため、基本的に賛成票に回ることになる。また、委任状を提出した会員も過半数の出席者に含まれるものと解されるため、原案のままとしたい。

(会員)委任状も含むということであれば、審議事項を事前に会員に開示する必要があるのではないか？

(議長)ご指摘のとおり、事前に会員に開示することとする。

(会員)会則・細則の変更と懇談会の解散は重みが違うので、条項の記載も変えるべきではないか？

(会長)会則・細則の変更も重要事項であるため、年1回の総会で委任状も含めて審議することとしたい。

(会員)任期は2年で毎年、選挙を行うのか？現実的な問題として来年度は選挙を行うのか？

(議長)選挙細則の付則で「懇談会設立当初の暫定措置として、第1期の幹事のうち、2名の任期の終了を2010年3月31日とし、2009年度に第1回目の定期選挙を実施する。」として、第1回目のみ特例を設けている。よって、来年度は選挙を行わない。

(会員)1回目の選挙は、誰を任期終了の2名とするか幹事会で決めるしかないのではないか？その後は、自動的に決まるものと理解している。

(議長)ご指摘のとおり、1回目の任期は特例として幹事会で決めることとする。

(会員)選挙細則第4条(推薦)では、推薦者の制限がないが会員は何人を推薦しても良いということか？一方、投票ということであれば、人数制限が必要であろうが、推薦ということであれば制限は無く

て良いとも考える。

(議長)推薦者の人数制限は無くしたいと考えている。背景には、前回の選挙で5名以上の推薦候補者が5人しかおらず、選挙をせずに自動的に幹事になってしまったという反省点がある。

(会員)会則第7条「会員は、年会費として2,000円・・・」とあるが、HPでは学生会員は無料となっていた。学生会員からも会費を取るということになるか？

(会長)学生会員は、以前にお知らせしているとおり、年会費は無料としたい。

(会員)年会費は物価変動もあり、変更が度々生ずるので、会則ではなく補則とした方が良いのではないか？

(議長)年会費は重要事項であるため、会則に定めることとしたい。必要があれば、年1回の総会で、適時見直すこととしたい。

以上の説明と質疑を踏まえて審議を行った結果、会則案については、過半数以上の賛成を得て幹事会原案が承認された。選挙細則案については、今後修正を加える点も含め、過半数以上の賛成を得て幹事会原案が承認された。

以上